

## 通院医療費の給付

### 慢性腎炎・ネフローゼ・ぜん息児

県では、「慢性腎炎・ネフローゼ・ぜん息児」に対して次の基準により、通院医療費を給付するようになりましたので、該当者は申請してください。

対象

十八歳未満の方で、慢性腎炎、

ネフローゼ、ぜん息で入院治療を受けた後の通院医療費

給付の範囲

健康保険による自己負担額

給付方法

六ヵ月分ずつを償還方式で給付

給付開始時期

## 国民年金保険料免除の申請は七月中

老齢年金はもちろん、万一の事故

のときでも障害年金や母子年金など

が受けられなくなります。

保険料を納められないときは必

ず、免除の申請をして下さい。

障害年金や母子福祉年金を受け

ている方、あるいは生活扶助を受

けている方は「法定免除」といっ

て、届け出るだけで保険料が免除

生活が苦しいからといって、保

険料を納めず、また免除も受けな

いままにしておきますと、将来の

の窓口で手続きをしてください。

ところで、保険料の免除を受けた場合、老齢年金については、保険料を納めた人に比べ、三分の一の低額になります。このため、免除を受けたときは、これから生き生活に余裕ができるときに免除をすることをおすすめします。

保険料の追納は、十年前までの免除を受けた保険料についてできることになっています。

昭和四十九年四月以降の医療費申請の方法

申請書等を県予防課へ提出してください。

問い合わせ先

最寄の保健所、市町村役場または次の団体にお尋ねください。

△千葉県腎炎・ネフローゼ児を守る会（柏市吉野沢六一十一吉木孝）

博方電話〇四七一（47）七五八九

△千葉県ぜん息児を守る会（八千代市大和田二三八後藤茂夫）

電話〇四七四（82）二四五七

## 危険物取扱者試験

六月九日から受付

危険物取扱者試験は、消防法第

十三条の二項及び三項、並びに危

険物の規制に関する規則第五十六条

により、危険物の取扱作業の保

安に関して必要な知識及び技能に

ついて、試験を行います。

実施要領は次のとおりです。

試験の種類

(一)乙種第一類危険物取扱者試験

(二)乙種第二類危険物取扱者試験

(三)乙種第三類危険物取扱者試験

(四)乙種第四類危険物取扱者試験

(五)乙種第五類危険物取扱者試験

(六)乙種第六類危険物取扱者試験

## 有線放送電話

### 夜の緊急通話

五月一日から

消防本部を置かない町村は所轄の支庁、なおこの試験の詳細については、最寄りの支庁または消防本部にお問い合わせ下さい。

## 加入しましよう 赤十字社員に

受験手数料

千円（県収入証紙を貼附）

受験申し込み

居住地または勤務地を管轄する

市町の消防本部

消防本部を置かない町村は所轄の支庁、なおこの試験の詳細については、最寄りの支庁または消防本部にお問い合わせ下さい。

赤十字の事業資金のほとんどは

赤十字社員の納入する年額三百円

以上の社費によって賄われてお

ります。

赤十字は人道、博愛を旗印に世

界各国と手を結び、人類の幸せと

世界平和のために活動をつづけて

いる特殊法人です。

日本赤十字社支部では五十年度の運動月間を五月、六月の二ヶ月間として、社資九千九百万円を募集する計画です。横芝地区でも社員の大巾な増強をはかり、今年も目標額に達成するよう、皆様の格段のご協力をお願ひいたします。

既に回覧や有線放送でお知らせしましたように五月一日から夜間（午後九時～翌朝六時）の通話が廃止になりました。

したがって、今後、役場、消防署、病院などへ緊急連絡される場合は、公社電話（一般の電話）をご使用下さい。

たばこは町内で  
買いましょう  
消費税は重要な財源

受験資格

消防法第十三条の三第五項の規定により、六ヶ月以上危険物取扱の実務経験を有する者。

受験申請提出書類

受験願書（各支庁、各消防本部で配布）

写真一枚（六ヶ月以内のもの）

受験資格を有することを証明する書類

受験手数料

千円（県収入証紙を貼附）

受験申し込み

居住地または勤務地を管轄する

市町の消防本部

消防本部を置かない町村は所轄の支庁、なおこの試験の詳細については、最寄りの支庁または消防本部にお問い合わせ下さい。

赤十字の事業資金のほとんどは

赤十字社員の納入する年額三百円

以上の社費によって賄われてお

ります。

赤十字は人道、博愛を旗印に世

界各国と手を結び、人類の幸せと

世界平和のために活動をつづけて

いる特殊法人です。

日本赤十字社支部では五十年度の運動月間を五月、六月の二ヶ月間として、社資九千九百万円を募集する計画です。横芝地区でも社員の大巾な増強をはかり、今年も目標額に達成するよう、皆様の格段のご協力をお願ひいたします。

既に回覧や有線放送でお知らせしましたように五月一日から夜間（午後九時～翌朝六時）の通話が廃止になりました。

したがって、今後、役場、消防

署、病院などへ緊急連絡される場合は、公社電話（一般の電話）をご使用下さい。

おかげしますが、近所の電話をお

借りするか、または公衆電話を利

用されるようお願いします。

なお町から皆さんにお知らせし

なればならない緊急放送は、宿

直員により今までどおり行ないま

す。

正午まで

願書受付期間

六月九日から十四日まで